

「東海地震注意情報」が発令されたときの学校の方針

第1項 児童が家庭にいるとき「注意情報」が出された場合

- (1) 解除されるまで休校といたします。
家庭で安全のための対策をとっていただきます。
- (2) 必要に応じて学校よりe学校ネット又は緊急電話連絡網で連絡します。
各家庭から学校への問い合わせの電話はかけないでください。

第2項 児童が登下校中「注意情報」が出された場合

- (1) あわてず急いで帰宅することを原則とします。
- (2) 車中の場合は乗務員の指示に従い、あわてず、帰宅します。
- (3) 学校近くで「注意情報」を聞いたときは、学校へ行き先生の指示に従います。

※ 「注意情報」がなく、大地震発生の場合の注意

- ・青かばんで頭を守る。
- ・ブロックのへいなどからはなれる。
- ・にげるときは、ランドセルも青かばんも捨てる。
- ・駅員さんやおまわりさんの言うことを聞く。
- ・白百合のお友達で集まる。
- ・学校が近いときは学校へ行き、先生の指示に従う。

第3項 児童が在校中「注意情報」が出された場合

- (1) 保護者が徒歩または自転車で迎えにこられる場合は、担任より保護者に児童を引き渡す。
- (2) 書面等による保護者の要請により、中学生以上の兄姉、親類、知人が迎えにきた場合も、担任から引き渡す。
- (3) 上記以外の児童は、学校に留めるのを原則とし、保護者が迎えにきたときに担任から引き渡す。

※ 引き渡しは各教室で担任が非常災害引き渡し表で確認のうえ行う。

参考： <http://www.pref.shizuoka.jp>

▶注意情報が発表された場合について

注意情報が発表された場合、日常生活や経済活動をできるだけ維持しつつ、行政や各防災関係機関で地震に備えるなど、時間がかかる応急対策の準備や段階的・部分的な実施を行います。

—注意情報発表時の主な応急対策は以下の通りです。—

★県・市町村

県は全職員を、市町村は必要な職員を動員し、防災体制を確保

★交通

鉄道 旅客列車は平常通り運行。貨物列車、寝台特急は強化地域内に進入しない
道路 平常通り（不要・不急の旅行・出張等の自粛を呼びかけ）

★病院・診療所

救急業務を除き、外来患者の受け入れは、原則として制限
建物の耐震性等を考慮し、入院患者の移送・家族などへの引き渡しを準備（必要に応じて移送等を実施）

★学校・保育園・幼稚園

各学校等の判断によって、児童・生徒等の帰宅や保護者への引き渡しを実施

★避難

山崩れや津波などの危険が予想される非難対象地域の高齢者や障害者（災害時要援護者）の避難を開始

★社会福祉施設

建物の耐震性等を考慮し、入所者の移送・家族等への引き渡しを準備（必要に応じて移送等を実施）

▶注意情報が発表された場合の各家庭での対応

注意情報が発表された場合、大事なことは日常の社会活動を維持しつつ、家庭内の地震に対する対策の点検・確認をすることです。具体的には、食料や飲料水、生活必需品などの非常持ち出し品の再点検や家具等の固定を確認するなど、警戒宣言がでてあわてないような準備が必要になります。

また子供がいる家庭では、学校や幼稚園・保育園に子供を迎えに行くかどうか、日ごろから学校等との連絡体制を確認しておく必要もあります。同様に入院している方や社会福祉施設に入所・通所している方がいる家庭では、家庭への引き取りについて病院や社会福祉施設と協議しておく必要があります。

さらにテレビ・ラジオ等で最新情報を確認しておく必要もあります。

おしまいに

注意情報が発表された場合に一番大切なことは、あわてたり、パニックを起こしたりせずに落ち着いて対応することです。また、日ごろから注意情報時に行くことを家族みんなで確認しておくことも必要です。

東海地震からみんなの命や財産を守るため、日ごろの準備が大切です。